

イーノの森 DogGarden 施設に関する利用規約

この利用規約は、イーノの森 DogGarden（以下「当園」という）が施設利用に関する事項を定め、利用者の安全と利用マナーの向上、施設の円滑な管理・運営を図ることを目的とします。

第1節 施設の利用

（営業時間および営業日）

第1条 施設の営業時間および営業日は、次のとおりとします。

（1）営業時間

天候、季節その他必要に応じて変更あります。ホームページにてご確認ください。

（2）営業日

土曜日・日曜日・祝日・平日（不定期）

（当施設の利用資格）

第2条

1 当施設の利用は、以下の条件を満たす犬とその飼い主および同伴者に限るものとします。

（1）飼い犬登録がされている犬

（2）狂犬病（一年以内）および伝染病の5種以上ワクチン接種（期限内）を受けている犬

（3）抗体価検査および猶予証明書につきましては、イーノの森 Dog Garden まで直接お問い合わせください。

2 当施設は、暴力団もしくはこれに類する非合法的な団体、またはそれらの関係者の施設への立ち入りを固くお断りしております。

3 当施設内において、次の各号に掲げる行為をするときは、書面により当園の承認を得るものとします。なお、(1)および(2)に掲げる行為について当園の承認を得たときは、当園が定める所定の料金を支払うものとします。

（1）競技会、展示会その他これらに類する催しのため、当施設を独占して使用する行為

（2）物品販売、業としての写真撮影その他の営利を目的とする行為

（3）非営利目的のための宣伝、募金その他これらに類する行為

4 当施設は、以下に該当する場合には、ご利用になれません。

（1）飼い犬登録を行っていない利用者が飼養する犬

（2）狂犬病および伝染病の予防接種を一年以内に受けていない犬

（3）噛みつきなどのトラブルを起こした事のある犬

（4）闘犬を目的とした犬など、他の利用者に恐怖感を与える犬

- (5) 他の犬や人に攻撃的な性格の犬
- (6) 生理中の犬（約1か月間）及び病気（伝染性の疾病・伝染性の皮膚疾患、内部・外部寄生虫）の犬
- (7) 犬以外のペット、犬連れ以外の人
- (8) 妊婦・未就学児・乳児を抱っこやおんぶをしての入場

（当施設の利用）

第3条 利用者は、当施設の利用の際には必ずクラブハウスにて受付および利用手続きを行い、当園の定める利用料を支払うとともに、その利用に当たっては本規約を遵守するものとします。

- (1) 利用にあたっては、利用者自らの責任において利用し、当施設内で生じた愛犬・飼い主の事故、噛傷事故、怪我、その他トラブルなどは、直接当事者間で解決すること。当園では、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- (2) 施設内では、イーノの森メンバーカードまたはビジター証明書を周りから確認できる場所に携帯し利用すること。
- (3) ドッグラン内では、当園が指定するエリアを利用すること。
- (4) 犬は飼い主（18歳以上）と一緒に入場すること。
- (5) 飼い主1人につき同時に利用できる犬は、最大2頭までとし、ノーリードでのご利用は1頭のみとします。
- (6) 大型犬以上の場合は、飼い主1人につき1頭までとします。
- (7) 16歳以下の利用は、保護者の同伴が必要です。また、木陰のドッグラン（大型犬エリア）は高校生以上でないと入場できません。
- (8) 保護者同伴のお子様は、混雑時には入場を制限させて頂く場合があります。また、お子様がラン内を走ったり、大声を出すなどの行為は、愛犬たちが思わぬ行動をとることがあり、事故の原因となりますのでご遠慮ください。お子様が利用する場合、お子様に対し全責任を保護者が負って下さい。
- (9) 水筒やペットボトル、ペット用便処理袋を持参し、マーキングや排泄をした場所には臭いを残さないために水をたっぷりと掛け流すこと。また、排泄物は持ち帰り、飼い主が責任をもって処理すること。
- (10) ドッグランに入る前には、ラン内にいる方へお声掛けをお願いします。
- (11) 必ずリードをつけて入場し、周りの環境や他の利用者・犬などに慣れて落ち着いてからリードをはずしてください。
- (12) 飼い主は愛犬から目を離さないように注意するとともに、他の犬や飼い主の迷惑とならないようにすること。（家庭での環境とは違うため、愛犬が思わぬ行動をとることがあります）
- (13) ドッグランの利用に慣れていない犬や飼い主の命令を聞けない（呼んでも戻ってこない）等しつかけが不十分な犬は、ドッグラン内でリード（引き綱）を外さないこと。
- (14) 伸縮リードは、出来る限り短くしてご利用ください。
- (15) 愛犬がほかの犬に対してマウンティングなど問題行為を起こした場合は、速やかに制止すること。
- (16) 利用者は、愛犬に穴を掘らせないようにしてください。
- (17) ペットシャワーの使用に当たっては、清潔、節水に心がけること。

(18) 施設や備品などの損傷・汚損については、相当額を請求させていただく場合がございます。

(施設内の禁止事項)

第4条 利用者は、安全・事故防止のため、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) ドッグラン内での飲食、飲酒、喫煙
- (2) 犬用カートの入場
- (3) ラン内でのタープ・椅子・敷物・テーブル等の設置
- (4) 当施設内でのトリミング・シャンプー
- (5) 犬の運動用具、おもちゃ、フード類の使用(全てのエリアで使用不可)
- (6) 当施設内において、花火の点火、焚き火等裸火を取り扱う行為
- (7) 当施設内に危険物(ガソリン・軽油・爆発物等)を持ち込む行為
- (8) 愛犬だけを残してドッグランおよび敷地外へ出ないで下さい
- (9) 前各号のほか、他の利用者に迷惑となる行為

(当施設の利用エリアの指定)

第5条 当園では、利用者の安全・犬同士のトラブル防止のため入場エリアを次のように指定しております。

- (1) 木陰のドッグランエリア
 - ・「大型犬用エリア」・・・体重が20kg以上の犬。なお当エリアの入場は高校生以上とします。
 - ・「中型犬用エリア」・・・体重が7~20kg未満までの犬とします。
 - ・「小型犬用エリア」・・・体重が7kg未満の犬とします。

なお、次に定める犬種(ジャックラッセルテリア、フレンチブルドッグ、ボストンテリア)のエリア利用についてはスタッフにご相談下さい。

- (2) その他のエリアは、犬種フリーとします。
- (3) メンテナンス等でエリアの変更がある場合がございます。その際には、当園のスタッフの指示従うものとします。

(当施設の利用制限)

第6条

1 次の各号に掲げる場合において、当園は利用者に対し当施設の利用を制限することができるものとします。

- (1) 利用者が、利用料の支払いをしないとき
- (2) 利用者が、利用規約を遵守しなかったとき
- (3) 当園や東京都が主催または後援する行事・イベント等を実施するとき
- (4) 当園や東京都が施設の保守・管理、工事を実施するとき(利用不可期間分の更新延長はありません)
- (5) 災害等の発生により関係行政機関が当施設を使用するとき
- (6) 台風津波等の天災、その他不可抗力による施設の損傷等、当園が安全上必要と判断したとき
- (7) 当施設の著しい混雑など管理上支障があるとき、および利用者が係員の指示に従わないとき

2 当園は、施設内において異常言動を行う者、利用者に著しく迷惑を及ぼす者に対し当施設から退去させることができるものとします。

第2節 会員証（イーノの森メンバーカード）

（会員証）

第7条 当施設は、会員登録された愛犬一頭に対し、会員証としてイーノの森メンバーカード（以降「メンバーカード」という）を1枚発行します。

（会員証の更新）

第8条 会員は、年度ごとに更新が必要となります。

ご利用規約の内容をご確認いただき同意の上、更新手続きを行って下さい。期限内の狂犬病およびワクチン接種証明書を当施設に提示し、所定の更新料（1,000円/一頭につき）を支払い更新できるものとします。

（施設混雑時には、少しお時間を頂く場合があります）

（会員証の譲渡等の禁止）

第9条 メンバーカードは、登録された愛犬のみが使用できるものとし、他の犬に対し譲渡または貸与できません。

（会員証の再発行）

第10条 メンバーカードを紛失した際は、所定の料金を支払いカードの再発行の申請を行うものとします。

（会員証の失効）

第11条 メンバーカードの更新期間内にお手続きされなかった場合は、会員証は失効となります。

第3節 ビジター

（ビジター利用）

第12条 会員以外のビジター利用に際しては、利用者は、飼い犬登録、年度内の狂犬病および期限内の伝染病予防5種以上ワクチン接種の証明書を提示し、受付を行うこと。当園は受付された利用者に対し、ビジター利用証明書を発行します。利用証明書の有効期限は、受付された日のみとします。

（施設混雑時には、少しお時間を頂く場合があります）

第4節 その他

（施設内での事故等に係る取扱等）

第13条

1 当施設は、台風、津波等の天災、盗難、衝突等により生じた損害については、その責を負いません。

2 当施設は、施設内での利用者や愛犬の怪我・死亡・盗難・逃亡等の如何なる場合も一切の事故やトラブルに対して、その責を一切負いません。

(規約の変更)

第14条 必要に応じて規約を変更することがあります。